一口士却士八国友居此口马四士

						二月	出市都市公園	自余例為	所旧刃	「煦衣						
現行								改正案								
第1条~第33条 省略								第1条~第33条 省略								
別表第1(第3条関係)								別表第1(第3条関係)								
都市公園								都市公園								
番号 名称							1 -	番号		名称			所在地		摘要	
, , ,	I	, , , , ,		省略						I I	,	I	省略			
161	ШΆ	也湿原公園	三田市	市テクノパ	ーク46番1	風	致公園	161		皿光	也湿原公園	三田	市テクノバ	ペーク46番1	風到	
								162		駅北	<u> </u>	三田	市高次一丁	1 目 427番3	街	区公園
								163		いん)のばば公園	三田	市下井沢67	′番28	街区	区公園
別表第2~別表第3 省略							別表第2~別表第3 省略									
別表第4(第16条、第30条の3関係)							別表第4(第16条、第30条の3関係)									
公園名	*園名 施設の使用区分 使用料 摘要					摘要	公園	公園名 施設の使用区分 使用料					摘要			
単位 昼間 夜間								単位 昼間 夜間								
省略							省略									
駒ケ谷				省略	_	•		<u>駒ケ谷</u> 省略								
運動公	多目的広	場		1時間	800円	1		運動	加公多	目的広			1時間	3,000円		
園								園			夜間照	<u>明</u>	1時間		<u>500円</u>	1
				省略				省略								
				省略				省略								
							に駒ケ谷運	1 夜間使用料は、城山公園の体育館、野球場及びテニスコート並びに駒ケ谷運								
動公園の体育館のみとし、午後5時(ただし、城山公園の野球場(会議室を除							動公園の多目的広場及び体育館のみとし、午後5時(ただし、城山公園の野球									
	く。)及びテニスコートにあつては、5月から8月までの間は午後7時)以降の使							場(会議室を除く。)及びテニスコート並びに駒ケ谷運動公園の多目的広場に								
1 1	適用する。							あつては、5月から8月までの間は午後7時)以降の使用に適用する。								
2~5 1	省略							2~5 省略								
	(第19条							別表第5(第19条関係)								
公園名 施設名 使用期間 使用時間							公園名 施設名 使用期間 使用時間									
省略							省略									
駒ケ名		1	•	省略				11.	ケ谷		, ,		省略	1		
1 1			1月、2月及			39月	10月及び1				1月5日か1/				89月	10月及び
園		ら12月27		月	月まで		1月	園		コート	ら12月270		月	月まで	<u> </u>	1月
		日まで					午前7時か				1 '					午前7時カ
	広場					1	ち午後5時									ら午後5時
			まで	まで	まで	まで	まで				ま	で	まで	まで	まで	まで

				<u>多目的</u> <u>広場</u>	1月5日か ら12月2 日まで	1月から4月まで及び12月 7 午前9時から午後9時まで	5月から11月まで 午前7時から午後9時まで			
省略					省略					
省略					省略					